

第2号議案 2023（令和5）年度 事業計画

活動方針〔案〕

《今年度の主要な活動方針》

- (1) 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進強化（新型コロナ関連、オンライン対応含む）
- (2) 全九州ろうあ者大会の地元開催成功に向けた取り組み
- (3) 全国障害者スポーツ大会の開催に向けた手話通訳・要約筆記ボランティア養成に向けた取り組み
- (4) 県協会の運営についての協議を推進
- (5) 長期ビジョンについての協議を推進

1. 活動の基本方針

当協会は、会員制の社会福祉法人であり、二つの事業を基本として運営されています。

その一つ目は、第二種社会福祉事業に基づいて、指定管理者として認定された「県立聴覚障害者センター」を運営することです。

聴覚障害者センターでは聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援、相談支援、聴覚障害者や手話関係者、要約筆記者の活動の拠点としての取り組みを長年実施してきました。

昨年度は距離・人材的な制限があってこれまで定期的な手話講習会の開催が困難であった地域でもオンライン手話体験講座を開催するなど、対面・オンライン等様々な方法を活用して県民の皆さんへ聴覚障害や手話言語についての理解普及に取り組みました。また、最近は映画やテレビ番組等の影響を受けて、手話言語を学びたいという方々が増えてきており、新聞で取り上げられる機会も出てきています。

この機会を逃さず、県民の方々に、聴覚障害者のことや聴覚障害者センターの役割について、新聞やテレビ等の報道、またLINE等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）やホームページ等を活用して広報・アピールに取り組んでいきます。

二つ目は、会員規定に沿った県内各地の聴覚障害者福祉活動を推進することです。

新型コロナ感染者は日々が続いていますが、3月時点で感染の広がりとはそれほど多くはありません。新たな動きとして、新型コロナの感染症としての位置づけを、5月8日に現在の2種から、季節インフルエンザ並みの5種に引き下げると政府から発表されました。現在、新型コロナに感染すると、発熱外来のある病院だけしか対応できない状況ですが、全ての病院で対応できるようになることで、医療関係者の負担を軽減することにつながることを想定されています。3月13日には、マスク着用を原則として個人の判断とする対応が始まりました。ただ、この動きが感染者の急拡大につながるのではな

いかという意見もあり、今後どうなるのかはまだ分かりません。県立聴覚障害者センターでも、来所者を多く迎える施設であり、県からの指導もあって当面、職員のマスク着用、感染対策を続けていく方針です。

大きな事業として、今年9月の全九州ろうあ者大会・宮崎県開催に向けた準備を進めています。県・市長会・町村会からは要望どおり助成金が出される見込みであり、会場の確保も完了しました。今後は当日の運営をどのように進めるか、その流れをどのように当日要員の皆さんと共有するかが課題です。実行委員会を開くだけでなく、各地区でも会員・関係者の皆さんに説明し、協力をいただいで進めていきます。

2027年には国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が宮崎県で開催されます。手話通訳・要約筆記ボランティア養成について宮崎県から委託を受ける見込みですので、この新たな事業について取り組んでいかなければなりません。現在の職員による業務体制、そして将来的な職員体制も見据えて、計画を立てて取り組んでいきます。

2. 全国的な動き

昨年5月、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。

ただしこれは理念法に留まっており、具体的な取り組みが定められているわけではありません。昨年12月に行われた県知事選挙では、ある立候補者が手話通訳を付けないことを選択しました。(結果的に立候補を辞退) 現行の公職選挙法上では手話通訳付与について政党あるいは立候補者の任意とされていますので違反ではありませんが、その立候補者の政見をろう者は判断できない恐れがありました。

選挙における政見放送の情報保障等、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念と反している事例が見受けられますので、連盟と協働して、全国共通して法律の趣旨に沿った対応が行われるよう取り組んでいきます。

事業面でみると全国・九州の大会が福祉大会、スポーツ大会とも、昨年に引き続き感染対策を十分に取ったうえで予定どおりの開催を目指しています。今年は6月の全国ろうあ者大会が大分県で開催されます。九州隣県の開催ですので、宮崎県からも多くの参加者を募り、9月の九州大会で逆に他県から多くの参加をいただけるよう働きかけていきます。

3. 課題

2月25日に「県協会の今後を考える会」を開催しました。この会議は県協会全体の活力が弱い状況が続いていることについて、地区協会からご意見があり、宮崎市、都城市、延岡市(一部オンライン参加)、日向、西諸の各地区協会役員の出席をいただいで実施したものです。県協会全体の課題を解消するための具体的な活動につなげていくことがなかなかできず、会員・地区協会から疑問・意見が出された結果であることを重く受け止めなければなりません。

この会議では、現在の様々な疑問、課題を確認したうえで、県協会・地区協会役員や一般会員の皆さんが集まる機会を作ること、さらに同様の会議を重ねて、一つ一つの課題に対してどのように対応していくか、意見を出し合い、役割分担して取り組んでいく

仕組みを作ることを確認しました。

現在の県協会が抱える多くの課題は、特定の一個人だけで解決できるものではありません。理事、監事の皆さん、各地区協会役員、一般会員はもちろん、手話・要約筆記関係団体の皆さん、時には大学教授等の専門家の皆さんのお力をいただきながら、一つ一つ課題解決に向けて協議ができる体制が必要です。

9月に全九州ろうあ者大会の宮崎県開催を控えている中で話を進めていくことは簡単なことではありませんが、いずれもそのままにはできない重要な課題ですので、様々な場面で協力をいただきながら、随時、情報提供と丁寧な説明を行っていきます。

2023（令和5年度） 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 事業計画書（案）

総務部

- ・第71回全国ろうあ者大会 6月8日～11日 大分県
- ・第71回全九州ろうあ者大会・第50回全九州手話通訳者研修会
9月15日～17日 宮崎県
- ・第76回評議員会（九聴連主催） 2024年1月20日～21日 宮崎県
- ・県協会拡大専門部長オンライン会議の開催
毎月第1月曜日午後8時～午後9時半までに Zoom を利用して開催できるように
取り組んでいく。
- ・賛助会員入会拡大運動の展開
本県聴覚障害者の暮らしやすい社会づくりを目指すために賛助会員の入会拡大運動
に取り組んでいく。

組織部

- ① 総務部と連携した会員及び賛助会員拡大の推進
- ② 日聴紙及び季刊MIMI購読者、全日ろう連出版物販売拡大運動
- ③ 九聴連組織部及び連盟組織委員会との連携体制

体育部

- (1) 第60回全九州ろうあ者スポーツ大会
日程 : 5月20日～21日 開催地 : 福岡県
 - (2) 第57回全国ろうあ者体育大会
日程 : 9月7日～10日 開催地 : 福井県
- 【活動目標】
- ・デフスポーツ団体との連携強化
 - ・デフスポーツの発展、普及活動

教育対策部

2027年に都城さくら聴覚支援学校が創立100周年を迎える。改めて「聴覚障害教育を考える会」の今後のあり方について整理し、聴覚支援学校等の関係団体と連携して課題共有と問題解決に取り組む。

手話通訳対策部

- ① 手話通訳者・要約筆記者の養成
 - ・ 県内登録手話通訳者・要約筆記者の増加に向けた取り組みの検討
- ② 手話奉仕員・手話通訳者養成事業にかかる、講師の養成
 - ・ 全国・九州の講師研修会等への参加奨励、県内講習会の実施
- ③ 各種研修会への参加奨励の取り組み
 1. 第56回全国手話通訳問題研究集会 8月18日～20日 徳島県
 2. 第50回全九州手話通訳者研修会 9月16日 宮崎県
 3. 九州ブロック現任手話通訳者研修会 未定 長崎県
 4. ろう講師研修会 11月26日 県聴障者センター
 5. 九州ブロック手話指導講師養成研修会 2024年2月17日～18日 長崎県

県内手話講習会の現状を踏まえて講師養成を強化していくほか、県、宮崎市、市町村手話関係事業と連携して支援に取り組んでいく。

福祉労働対策部

I. 国政、県政への要望を行います。

- ・ 国政及び県政への要望（自民党宮崎県支部）
- ・ 宮崎県社会福祉関係予算・政策への要望（社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会）
- ・ 宮崎県議会自民党議員との意見交換会（一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会）

上記のとおり、各団体をとおして国政、県政に要望を出す他、必要に応じて直接、宮崎県障がい福祉課等に要望活動を行います。

国政・県政に対して手話言語法の制定に向けた要望を全日本ろうあ連盟と連携し、引き続き取り組む他、遠隔手話サービスを利用しやすい環境整備、そして新型コロナウイルス関連情報や災害等の緊急時の情報保障の充実について、行政だけではなく、テレビ局等の報道機関にも広く働きかけていきます。

II. 労働局、ハローワークと連携し、聴覚障害者への就労支援を行います。

- ・ 全日本ろうあ連盟と連携し、労働局へ手話協力員制度の活用などの要望を行い、聴覚障害者の就労、就労後の継続した支援などにおいて、手話言語、筆談など一人一人に合わせた就労支援が十分に行われるよう働きかけます。
- ・ 労働局と連携し、手話協力員及び当協会職員も登録されている障害者雇用管理サポーター制度の利用啓発に努めるほか、県内聴覚障害者（言語障害者等も含む）の求職状況の把握を行います。
- ・ 県内ハローワークが毎年実施しているふれあい合同面接会に、手話通訳を派遣して支援を行います。
- ・ 随時、県内聴覚障害者の労働に関する相談を受け付け、必要に応じて関係団体と連携し、就労支援を行います。

高齢部

- | | | |
|--|-----------|-----|
| (1) 第71回全国ろうあ者大会・高齢者の集い | 6月10日 | 大分県 |
| (2) 第29回九聴連高齢部研修会 | 7月8日～9日 | 沖縄県 |
| (3) 第71回全九州ろうあ者大会高齢者研修分科会 | 9月16日 | 宮崎県 |
| (4) 第35回全国ろうあ高齢者大会
第37回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会
第14回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 | 9月22日～24日 | 愛媛県 |

新型コロナウイルス感染対策のため会員が集まることが難しく、事実上休部状況にある。

女性部

復活に向けて、会員・非会員への県協会及び女性部の活動啓発を行っていく。

青年部

青年部復活に向けた具体的な活動が開始されています。3月18日には九聴連青年部長、組織部長をお招きして、青年部について学ぶ学習会が行われることになっています。

まず青年部の活動に関心を持っていただける人を増やしていく取り組みが行われており、県協会として助言、活動支援を行っています。

2023（令和5）年度 宮崎県立聴覚障害者センター 活動方針（案）

1. 県立聴覚障害者センター第6期目の運営方針

令和3年4月から県立聴覚障害者センターの第6期目の指定管理者指定を受け運営を行っています。当センター開所以来28年の聴覚障がい者支援の実績を礎に現在の新型コロナウイルス感染防止対策による「新しい生活様式」の中の聴覚障がい者の生活環境を守るために県が示した下記の県立聴覚障害者センター管理の基準の理解と対応を行います。

- ① 県立聴覚障害者センターの利用に関する業務（会議室等の予約管理業務）
- ② 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務
- ③ 聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- ④ 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- ⑤ 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務
- ⑥ 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- ⑦ 聴覚障がい者等に対する相談業務
- ⑧ その他の業務

2. 施設設置目的達成を目指して

情報提供施設は、身体障害者福祉法第34条の規定に基づき設置されたものです。当センターは、その規定に基づき、県内の聴覚障害を持つすべての方々へのサービス提供を行っております。運営目的は、聴覚障害者が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加の機会が与えられることにより、社会的な自立を果たすとともに、誰もが住み慣れた所で生きがいを持ちながら生活していける社会の実現です。

現在の社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の前身の宮崎県ろうあ福祉協会が、昭和34(1959)年に県に対し組織の拠点となる「ろうあ会館」設置要望を行い、県内聴覚障害者の生活上の“よりどころ”として願い続けてきた施設でもあります。このように県内聴覚障害者の願いであった当センターを聴覚障害者情報提供施設としての「真価」を増すために、次の5つの任務遂行を基本とし、県民からの新たな福祉ニーズを真摯に受けとめて積極的に事業を展開します。

- ① 聴覚障がい者の社会参加や自立に貢献する施設であること。
- ② 聴覚障がい者の生活・職業・文化等のレベルアップに貢献する施設であること。
- ③ 聴覚障がい者の自己選択、自己決定を尊重したサポートを行う施設であること。
- ④ 聴覚障がい者、手話通訳問題等の正しい認識を社会に広める施設であること。
- ⑤ 県・市町村行政と連携した広域的、効果的なサポートを目指す施設であること。

2023（令和5）年度 県立聴覚障害者センター事業計画書（案）

I 県立聴覚障害者センター運営方針

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートし、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、下記の業務を行います。運営に当たっては、センターの機能を最大限に活用し、利用者のニーズに沿った効果的な事業を推進します。また、利用者の利便を配慮した弾力的なセンター利用を図り、利用者へのサービス提供に努めます。

II 実施事業

1. センターの利用に関する業務

(1) 研修室、試写室、交流ホール、談話コーナーの利用促進

下記の県立聴覚障害者センター利用の促進を図ります。

- ① 聴覚障害者、手話・要約筆記者、ボランティア等の学習・会議・交流
- ② 聴覚障害教育に関係する団体、機関の研修会、会議
- ③ 手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する講座・研修会
- ④ 聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営に関する講座
- ⑤ 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習

(2) 文字電光掲示板の活用

- ① 災害発生時には速やかに情報提供を行い、避難誘導に努めます。
- ② センターのイベントや講習会、研修会等の情報を提供します。
- ③ 車の移動等、館内の連絡をスムーズに行います。

(3) 利用しやすい施設環境整備

センターにビデオ・DVD、アイドラゴン4などの機器を備える他、機器等の貸出しを行ない、利用の促進を図ります。

貸出し対応機器（貸出申請書による対応、ホームページからもダウンロード可能）

No.	品名	個数	備考
1	磁気ループ	1台	補聴器を補助して、聞こえを支援する機器
2	コミュニケーション	1台	小さな部屋、少人数での利用に効果を発揮
3	補聴器	17個	声や音を拡大して聴覚障がい者に伝える
4	プロジェクター	1台	5,000ルーメン
5	プロジェクター	2台	2,200ルーメン
6	無線マイク	4台	音声変換アプリ用
7	iPad 10.2インチ	3台	Wi-Fi必須
8	書画カメラOHC	1台	要約筆記や墨字資料の提示用機器

遊具の貸出しも行っています。申込み方法は同じです。

No.	遊 具 名	個 数
1	スキャキジャンケン・ゲーム	3セット
2	キャッチング・ザ・スティック	10セット
3	釣りっこ	2セット
4	動物絵合わせ	7セット
5	けんだま	20個
6	わなげ9&Q (キューアンドキュー)	2セット

(4) センター利用者への情報提供

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートするための情報提供を行います。

2. 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務

指定管理者として施設の適正な管理・保全に努め、利用目的に沿った良好な利用環境を維持します。

(1) 施設点検

毎月末に各部屋の点検を行い、施設の設備の維持、管理を行います。

(2) 清潔な施設環境の維持

毎朝の清掃業務や外部委託による床洗浄ワックス塗布（年2回）を行い清潔な施設環境を維持します。

(3) 備品の保守管理

定期的に備品台帳に記載された備品の状態、設置場所等の点検を行います。

3. 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作及び貸出業務

(1) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作

字幕入り映像等製作機器を活用して、聴覚障害者に関する番組等を作製し、社会における聴覚障害者の理解と社会参加を促進させ、必要な情報に手話や字幕を付加して聴覚障害者に対する情報提供を行います。

1) 撮影及びビデオ製作計画

① 地方公共団体より依頼を受けて製作

・[宮崎市広報「みやざき」手話ビデオ版 No.320~331]（宮崎市）

② 団体等から依頼を受けて製作

③ 記録保存用として製作

1) 各種研修会DVD

2) オンライン手話学習会説明DVD

④ お知らせ等の動画製作及び配信を積極的に行います。

2) ビデオ及びDVD等の製作技術の向上

字幕製作機器の効果的な活用ができるよう、全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の研修会に参加して製作技術の向上を図ります。

- (2) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出し
- ① 貸出要領に沿って聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出しを行います。
 - ② 情報提供
ライブラリー利用の促進を図るために新着ビデオ DVD 等情報をセンターホームページ及び県聴障協ニュース、掲示板での情報提供を行います。

4. 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務

(1) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成講座

県立聴覚障害者センターにおいて下記の養成講座を開催します。

所定のカリキュラムに基づいた講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図ります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

期 日 6月25日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法
講義テキスト改訂版について
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月9日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月26日（日）予定
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師指導を希望する者

【4】現任手話通訳者研修会

期 日 10月2日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。
対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回5月28日（日）・第2回7月16日（日）・第3回9月24日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）

【6】手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月6日(土)～7日(日)

7月29日(土)～30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
統一試験合格者であり受験を希望する者

【7】手話講座等の実施

(1) 手話奉仕員養成講座の開催

(2) 手話奉仕員養成講師研修会

期日 6月25日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

(3) 手話通訳者養成講座(通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ)の開催

(4) 手話通訳者養成講師研修会

<実施日程>

通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ

日程 7月9日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

(5) 手話通訳者全国統一試験

① 対策学習会

期日 第1回5月28日(日)・第2回7月16日(日)・第3回9月24日(日)

会場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

② 手話通訳者全国統一試験の実施

期日 12月2日(土)

会場 県立聴覚障害者センター

(6) 手話通訳士養成研修会

期日 5月6日(土)～7日(日)

7月29日(土)～30日(日)

会場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

(7) ろう講師研修会

期 日 11月26日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

【8】要約筆記者養成講座

(日向会場) PCコース

9月～2023(令和6)年3月

(宮崎会場) 手書きコース・PCコース

4月～11月

【9】要約筆記者のための研修

センターにおいて要約筆記者の資質向上を図るための研修を行います。

- 要約筆記者講師研修会
期日 5月28日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- 要約筆記者ステップアップ研修会
期日 8月27日(日)、11月19日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会
期日 第1回 12月17日(日)
第2回 2024(令和6)年1月29日(日)
第3回 2024(令和6)年2月4日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- 全国統一要約筆記者認定試験
期日 2024(令和6)年2月18日(日)
会場 県立聴覚障害者センター

【10】第18回全国手話検定試験の実施(予定)

県内手話奉仕員養成講座、手話サークル、手話を学ぶ専門学校等に対し全国手話検定試験の情報提供を行い、広く手話の普及と理解の促進を図ります。

- 期日 10月14日(土) 5級・4級
10月15日(日) 3級・2級
10月21日(土) 準1級・1級

会場	5級	4級	3級	2級	準1級	1級
延岡	○	○				
宮崎	○	○	○	○	○	○
都城	○	○	○	○		

※本試験は、地域担当者及び協会並びに手話サークルの協力を貰いながら行います。

- インターネットで受験する 第18回全国手話検定試験
期日 2024(令和6)年2月(宮崎会場実施級は未定)
会場 宮崎会場(県立聴覚障害者センター)のみで実施

5. 聴覚障害者等に対する相談業務

- ① 生活、職業、医療、教育等の相談を実施し、適切な助言、関係機関等への連絡を行います。
- ② 相談にはセンター各職員が業務に関連して対応し、その内容を相談業務記録用紙に記入し、月ごとに件数、相談内容、経過等の実績をまとめます。
- ③ 相談に関わる個人情報管理・保護を厳格に行うとともにその相談内容については、守秘義務を厳守します。
- ④ 社会福祉法第82条の規定に基づき「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の福祉サービスに関する苦情解決規程」を整備し、苦情解決体制の整備に伴う第三者委員を設けています。

6. 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営業務

聴覚障害者の障害の特性を県民に正しく理解してもらうための啓発事業を行います。

【1】第20回手話フェスティバル兼

第71回全九州ろうあ者大会・第50回全九州手話通訳者研修会プレ大会の開催
期日 7月23日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

新型コロナウイルス感染拡大防止対策によりオンラインによる開催に変更することがあります。

【2】みやざき聴障センターだよりの発行

年4回(4月、7月、10月、1月)県内全市町村及び関係団体に送付及び来所者に案内します。

【3】LINE公式アカウント活用による情報発信

聴覚障がい者の暮らしやすい社会づくりにつなげるためのLINE公式アカウントを開設し広く県民に対し聴覚障がい者及び手話言語等に関わる情報発信を行います。

【4】ホームページ

聴覚障がい者の生活に関わる様々な情報をホームページにおいてタイムリーに発信します。

7. 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

新型コロナウイルス感染対策を十分とって聴覚障がい者の生活支援を実施します。

(1) 聴覚障害者が生活に必要な教養、情報、趣味の講座の開催

地域のろう者の意見を取り入れ、新型コロナウイルス感染状況を勘案しながら実施します。

(2) 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

① 対象者

1) 県内高齢ろう者

2) 生活課題を抱えたろう者

② 訪問時期

地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。

(3) 難聴者とともに学ぶ手話学習交流会の実施

目的

難聴者が手話を通じて豊かなコミュニケーションが実感できることを目的に学習交流会を実施します。

開催日 毎月第2、4木曜日

時間：10:30-12:00

会場：県立聴覚障害者センター(交流ホール)

対象者：難聴者、難聴者とともに手話を通じて交流したい人

8. その他知事が必要と認める業務

(1) 満足度調査

年1回、センター利用者を対象に満足度調査を実施します。

実施期間：2023年8月～9月(予定)

新型コロナウイルス感染防止対策により実施時期及び実施内容を変更することがあります。

対象者：センター利用者、県協会会員、関係団体

(2) センターホームページ

アドレス <https://msen2022.sakura.ne.jp>

センターのホームページにおいて下記の情報発信を行います。

- ① 聴覚障害者に対する的確な情報提供
- ② 手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会の案内
- ③ 手話・要約筆記者派遣事業の案内
- ④ 各種申請様式の利用案内
- ⑤ 書籍等の案内

(3) 全国の聴覚障害者情報提供施設との連携

全国聴覚障害者情報提供施設協議会及び全国聴覚障害者情報提供施設大会にセンター職員を派遣し、全国の聴覚障害者情報提供施設との情報交換を図り、当センター運営充実につなげます。

9. ボランティア育成及び関係団体との連携

各種団体と連携を図りセンター事業の充実を図ります。

- ① 手話・要約筆記関係団体との連携
- ② 県立聴覚支援学校（延岡・都城）との連携

10. 危機管理に対する対応

事故・災害等の発生に対し危機管理規程に基づき次のように対応します。

① 事前防止策

- ・ センター内の事故等の発生を防ぐため、常に安全点検を行います。方法として、各部屋に管理責任者を決め、毎週月曜日の朝の朝礼の時に確認を行います。
- ・ 利用者については、講習会開始時に講師等を通じて、火災やその他の事故発生防止に留意されるよう説明を行います。また、事故・災害に対する対応について利用者が見えるような場所に掲示し利用者への周知徹底を行います。
- ・ 火災・地震・風水害への対応は、消費生活センターと連携しながら行います。また、避難訓練時には利用者にも一緒に参加していただき火災時の避難方法について理解をしていただきます。
- ・ 風水害の場合には、予報により判断し、講習会等の中止などを利用者へ連絡し、来館者へは張り紙等で利用中止を知らせます。
- ・ センターでの災害や事故の対応についてホームページに掲載します。
- ・ 土・日曜日、休館日には、警備員と連携して対応します。
- ・ 職員に対する危機管理等の研修を行います。

② 事後対応策

- ・ センター内での病気や怪我等は、人命尊重を優先して迅速に対応し、関連病院へ連絡を行います。
- ・ センターの不審者については地域交番や警察署に連絡をとり対応の方法について指示を受けます。
- ・ 対応結果を、危機管理記録簿に記録します。

③ 今後の目標

災害などの緊急事態に対応するため、積極的な情報発信を行います。

- ・ 登録式のメーリングリストを作成します。
- ・ 手話・字幕を付与した分かりやすい動画をホームページにアップします。

11. 職員

職員の配置	担当業務の内容
所長	委託業務執行の統括者
事務長	情報・企画に関すること 派遣事業の経費管理 ビデオ・DVDの製作、機器の管理 ビデオ・DVDライブラリー
通訳等派遣主任	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業
通訳等養成主任	要約筆記者養成事業、県立高校生活支援員配置事業、 各機関通訳等派遣
経理主任	会計事務
手話通訳者等養成主任	手話通訳者養成事業

12. センター利用料

- ① センター利用料は無料
- ② 貸出しビデオカセット等の郵送返還の場合、返送料金は本人が負担

2023（令和5）年度宮崎県委託事業計画書（案）

I 聴覚障がい者等福祉推進事業

【手話奉仕員等養成・指導者研修事業】

1. 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

県内の手話通訳者派遣事業の充実につなげるために下記の7地域において実施します。

- ①高千穂地区 ②延岡地区 ③日向地区 ④西都・児湯地区
- ⑤都城地区 ⑥西諸地区 ⑦日南地区

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
- ② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
- ③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
- ④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

実技編 手話通訳Ⅰ（48 時間） 手話通訳Ⅱ（45 時間）
手話通訳Ⅲ（15 時間） 講義編 12 時間

(4) 各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

■ 実施方法

基本的には集合型としますが、新型コロナウイルス感染防止対策によりオンラインにより実施することがあります。

【1】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月9日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【2】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月26日（日）予定
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師指導を希望する者

【3】 現任手話通訳者研修会

期 日 10月2日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【4】 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回5月28日(日)・第2回7月16日(日)・第3回9月24日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【5】 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① ことばのしくみ

② 国語の知識

③ 聴覚障がい者と社会

④ 手話通訳のあり方

⑤ 手話の基礎知識

⑥ 手話の実技

⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月6日(土)～7日(日)

7月29日(土)～30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 ①今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

②手話通訳者全国統一試験合格者であり、将来受験を希望する者。

2. 手話通訳関連の試験

(1) 手話通訳者全国統一試験

期 日 12月2日(土)

会 場 県立聴覚障害者センター

(2) 第34回(令和5年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)

【日 程】

学科試験：令和5(2023)年7月23日(日)

実技試験：令和5(2023)年10月1日(日)

【試験地】宮城、埼玉、東京、大阪、熊本(全5会場)

3. 手話通訳者指導者養成研修

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。

新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン実施の場合は状況を見て判断します。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数（前期・後期）

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上
必修科目74時間（講義44時間＋実技30時間）
選択必修科目28時間（講義10時間＋実技18時間）

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場（PCコース）予定 2023（令和5）年9月～2024（令和6）年3月

宮崎会場（手書き・PCコース）2023（令和5）年4月～11月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会（予定）

期 日 5月28日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会（予定）

期 日 8月27日（日）

11月19日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月（未定）2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター（東京：戸山サンライズ）

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）

期 日 12月17日（日）・2024年1月28日（日）・2月4日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2024（令和6）年2月18日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話通訳者等派遣事業】

(1) 目的

事業所等が主催する催事等において聴覚障がい者からの配慮を必要とする意思表示があった際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への合理的配慮を行い、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進する機運を醸成します。

(2) 事業内容

事業所等が主催する催事等に配置する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(3) 派遣期間

2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

【手話通訳者及び要約筆記者の健康に関する相談対応事業】

1. 目的

本県の聴覚障害者の社会参加を支える手話通訳者・要約筆記者の健康と安全を確保することを目的に、手話通訳者・要約筆記者の実態把握とその実態把握にもとづいた頸肩腕障害に関する特殊検診を実施します。

2. 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の実施

令和4年度手話通訳及び要約筆記派遣実績の多い登録者に対し「手話通訳者・要約筆記者健康調査」を実施します。

(2) 頸肩腕障害に関する特殊検診実施

- ① 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとに未受診の手話通訳者、要約筆記者の特殊検診を実施します。
- ② 特殊検診実施の経過、結果を本県の手話通訳者・状態に不安が見受けられる登録者に対し要約筆記者の健康に対する理解促進につなげます。

(3) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとにした取組み

- ① 手話通訳者、要約筆記者に対する健康調査の分析を行います。
- ② 分析結果を関係機関に情報提供します。

(4) 医療機関との連携

健康調査及び特殊検診実施を通じて得られた医療機関との連携を強化します。

(5) 手話通訳者・要約筆記者の健康に関する啓発

- ① 県内の聴覚障がい者及び意思疎通支援者に対し手話通訳者・要約筆記者の健康に関する情報提供を「みやざき聴障協ニュース」「県立聴覚障害者センターだより」HPにおいて行います。
- ② 市町村に対し手話通訳者・要約筆記者の健康保持の重要性を発信します。

Ⅱ 手話通訳者設置事業計画

1. 目的

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 業務内容

- ① 県関係の手話通訳全般
- ② 手話奉仕員養成・派遣事業の推進と指導
- ③ 関係機関・聴覚障がい者等からの依頼に応える手話通訳
- ④ 手話関係事業の事務整理・連絡
- ⑤ 聴覚障がい者等の支援等についての相談等を関係機関に伝達するための仲介
- ⑥ 民生委員、医療機関等、日常生活における相談、支援等を行う機関からの依頼に応える手話通訳
- ⑦ 遠隔手話サービスの利用促進に向けた普及啓発

Ⅲ 盲ろう者向け通訳・介助員養成・指導者研修事業

1. 目的

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムをもとに本県の盲ろう者の社会参加促進のための効果的な講座を実施します。

2. 事業内容

（１） 県内複数会場での養成講座の実施

- ① 盲ろう者は県内市町村に点在しています。その支援には多くの盲ろう者向け通訳・介助員が必要であり、県内複数会場で養成カリキュラムの必須科目を中心に盲ろう者との交流も加え実施します。
- ② 会場
 - 1) 県北：延岡市または日向市 地域関係団体と調整の上決定します。
 - 2) 県央：県立聴覚障害者センター
 - 3) 県南、県西：都城市

期日 複数会場の講師陣の調整を図り年度内に実施します。（各５回）
新型コロナウイルス感染状況を見ながら日程調整の上実施します。

- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講師指導者研修会への代表者派遣
全国盲ろう者協会と国立障害者リハビリテーションセンター学院がそれぞれ実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者研修会」に本県から代表者を派遣します。ただ、令和3年度同様オンライン研修となる場合も想定されますので、主催者の全国盲ろう者協会に確認をとりながら進めます。
- (3) 過年度修了者アンケートの活用
- ① 令和4年度に実施した過年度盲ろう者向け通訳、介助員に対するアンケート調査結果を基に派遣事業に携わる人材育成につなげます。
 - ② アンケート調査の講座運営に関する記述を参考に効果的な事業実施を行います。
- (4) 盲ろう者の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」への参加
- ① 講座カリキュラムに盲ろう者と直接コミュニケーションできる内容を設けます。
 - ② 盲ろう者の参加を通じて具体的な支援のあり方を学びます。
- (5) 盲ろう者友の会との連携強化
盲ろう者友の会の行事への参加などを通して、県内の盲ろう者の掘り起こしを行い、盲ろう者友の会の発展に寄与します。

IV 県立高等学校生活支援員配置事業

- (1) 目的
県立高等学校に在籍する聴覚に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように必要に応じて支援を行う生活支援員を配置し、教育の機会均等を保障します。
- (2) 業務委託契約先並びに対象者（聴覚に障がいのある生徒）
宮崎県立妻高等学校 1名（2年生）
- (3) 派遣時間
生徒一人当たり、年間900時間以内
- (4) 対応方法
- ・授業などに生活支援員（要約筆記者）を配置します。
 - ・高校所在地を中心とした登録要約筆記者を派遣します。
- (5) 関係機関との連携
県、学校、校外特別支援コーディネーターと連携して、対象者が要約筆記者を活用した学校生活を送れるようにします。また、対象者や保護者をはじめ、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて改善策の協議や共通理解を図ります。

2023（令和5）年度 宮崎市委託事業計画書（案）

情報保障・コミュニケーション支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

1) 目標

聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活において手話通訳及び要約筆記者を必要とする際に、意思疎通支援者を派遣しコミュニケーションの仲介を行うことにより、聴覚障がい者等の社会参加促進及び福祉の向上を目指す。

2) 派遣内容

次のいずれかに該当するものに、意思疎通支援者を派遣し手話通訳又は要約筆記を行う。

- (1) 病院への通院、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。
- (2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。
- (3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。
- (4) 市民の生命又は身体に支障が生ずるおそれがあり、かつ、急を要する場合で消防、警察、病院等から市に意思疎通支援者派遣の要請があったもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3) 登録手話通訳者研修会

期 日 2023（令和5）年10月29日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳のあり方を考えよう」

4) 登録要約筆記者研修会

期 日 2023（令和5）年10月8日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「要約筆記のあり方を考えよう」

5) 登録手話通訳者・要約筆記者学習会

期 日 2024（令和6）年2月4日（日）10：00～12：30
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳者、要約筆記者の現場から今後の人材養成につなげるための対策」

6) 運営委員会

期 日 2023（令和5）年6月23日（金）18：30～
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 2022（令和4）年度活動報告・収支決算について
2023（令和5）年度活動計画・収支予算について

【手話奉仕員等養成事業】

1) 目的

宮崎市意思疎通支援事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2) 運営委員会設置

「宮崎市意思疎通支援事業に関する運営委員会」を設置し、宮崎市における意思疎通支援事業の効果的な運営を図ります。

3) 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・宮崎市清武総合福祉センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70 時間

実技編 入門課程 (27 時間) 基礎課程 (33 時間)
講義編 10 時間

4) 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① 手話通訳Ⅰ

「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」

② 手話通訳Ⅱ

「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」

③ 手話通訳Ⅲ

「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」

④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間)
手話通訳Ⅱ (45 時間)
手話通訳Ⅲ (15 時間)
講義編 12 時間

5) 各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

■ 実施方法

基本的には集合型としますが、新型コロナウイルス感染防止対策によりオンラインにより実施することがあります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

期 日 6月25日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法
講義テキスト改訂版について

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月9日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について

対象者 通訳者養成講座の指導講師

今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月26日(日) 予定

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 ろう講師のための指導方法

対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師
指導を希望する者

【4】現任手話通訳者研修会

期 日 10月2日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回5月28日(日)・第2回7月16日(日)・第3回9月24日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① ことばのしくみ

② 国語の知識

③ 聴覚障がい者と社会

④ 手話通訳のあり方

⑤ 手話の基礎知識

⑥ 手話の実技

⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月6日(土)～7日(日)

7月29日(土)～30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 ①今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

②統一試験合格者であり受験を希望する者

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上

必修科目74時間(講義44時間＋実技30時間)

選択必修科目28時間(講義10時間＋実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

宮崎会場(手書き・PCコース)2023(令和5)年4月～11月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会(予定)

期 日 5月28日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会(予定)

期 日 9月3日(日)

11月19日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月(未定)2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京：戸山サンライズ)

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）
期 日 12月17日（日）・2023年1月21日（日）・2月4日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験
期 日 2024（令和6）年2月18日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会
要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話ビデオ等作製事業】

1) 目的

宮崎市が毎月発行している「市広報みやざき」の内容を、市内に居住する聴覚障がい者により理解していただくために、手話や字幕・映像等で構成された手話ビデオ・DVDを作製して情報提供を行う。

2) 作製ビデオ等のタイトル

[市広報「みやざき」手話ビデオ版] No.320～331 （市広報紙No.954～965）

3) 作製ビデオ等の取り扱いについて

個人用（26世帯）

：市内在住の聴覚障がい者に発送／毎月

貸出し用（17本）／毎月

：宮崎市 市障がい福祉課（1本）
佐土原総合支所（1本）
田野総合支所（1本）
高岡総合支所（1本）
清武総合支所（2本）
市立図書館（1本）
宮崎市立佐土原図書館（1本）
田野児童センター（1本）
穆園館（1本）
：市社会福祉協議会（1本）
：市聴覚障害者協会（4本）
：県立聴覚障害者センター（2本）

4) ビデオ内容改善のための対策等について

原稿内容に合わせた手話表現の工夫及びチェック（毎月1回）

5) 課題と目標

(1) 新しい手話を使用すると分かりづらいとの意見が出ているので、昔ながらの手話も使用しながら作製する。

【手話通訳者設置事業】

【目 的】

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

【業務内容】

- ① 手話通訳士又はそれに準ずる者1名を、専任者（常勤）として設置する。
- ② 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る手話通訳業務を行う。
- ③ 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る遠隔による手話通訳業務を行う。
- ④ 聴覚障がい者等の援護に関する相談、指導に対し、聴覚障がい者等と援護機関又は宮崎市基幹相談支援センター及び宮崎市社会福祉協議会等関係機関との間で、要件の主旨や説明内容等を伝達するための手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。
- ⑤ その他市民へ向けた情報発信に係る庁内における手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。

【設置場所】

宮崎市障がい福祉課障がい者相談室

2023（令和5）年度 各市町村手話奉仕員養成事業計画（案）

■ 市町村委託契約

全 26 市町村のうち 17 市町村（3 市 11 町 3 村）と委託契約の予定。

	市 町 村		実施方法	
			継続講座実施	体験講座
1	日 南 市		○	
2	串 間 市			○
3	えびの市		○	
4	東諸県郡	国 富 町		○
5		綾 町		○
6	児湯郡	高 鍋 町	○	
7		新 富 町	○	
8		西米良村		○
9		木 城 町	○	
10		川 南 町	○	
11		都 農 町	○	
12	東臼杵郡	諸 塚 村		○
13		椎 葉 村		○
14		美 郷 町		○
15	西臼杵郡	高千穂町	○	
16		日之影町		○
17		五ヶ瀬町		○

■ 実施方法

（1）継続講座実施

① 手話奉仕員養成講座カリキュラムに沿って実施します。

② 手話奉仕員養成講師研修会

期 日 6月25日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法
講義テキスト改訂版について

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

③ 講座運営の支援

役割分担表に沿って効果的な実施を図ります。

(2) 体験講座

各市町村と連携調整を図り実施します。

- ① 現地集合型
- ② オンライン

■ オンライン手話講座指導講師の養成

遠方の市町村とオンラインで手話体験講座を実施する際に対応できる指導講師の養成を行います。

2023(令和5)年度 各市町村手話通訳者等及び要約筆記者派遣事業計画(案)

市町村委託契約

全26市町村のうち18市町村(4市11町3村)と委託契約の予定。

	市町村		2023年度契約予定
1	宮崎市		県聴覚障害者協会
2	都城市		都城市聴覚障害者協会
3	延岡市		延岡市聴覚障害者協会
4	日南市		県聴覚障害者協会
5	小林市		小林市手話通訳派遣協会
6	日向市		日向聴覚障害者協会
7	串間市		県聴覚障害者協会
8	西都市		県聴覚障害者協会
9	えびの市		手話サークル「えびの会」
10	北諸県郡	三股町	都城市聴覚障害者協会
11	西諸県郡	高原町	県聴覚障害者協会
12	東諸県郡	国富町	県聴覚障害者協会
13		綾町	県聴覚障害者協会
14	児湯郡	高鍋町	県聴覚障害者協会
15		新富町	県聴覚障害者協会
16		西米良村	県聴覚障害者協会
17		木城町	県聴覚障害者協会
18		川南町	川南手話サークル「ひまわり」
19		都農町	県聴覚障害者協会
20	東臼杵郡	門川町	(社福)門川町社協
21		諸塚村	県聴覚障害者協会
22		椎葉村	県聴覚障害者協会
23		美郷町	県聴覚障害者協会
24	西臼杵郡	高千穂町	県聴覚障害者協会
25		日之影町	県聴覚障害者協会
26		五ヶ瀬町	県聴覚障害者協会

2023（令和5）年度 通訳者等派遣事業計画（案）

1. 目的

障害者支援法に該当しない「制度外」の手話通訳者、要約筆記者、手話関係等の講師派遣を行うことを目的とする。

2. 派遣の方法

企業、団体、教育関係等からの派遣申込に対し、宮崎県聴覚障害者協会と契約を締結した手話通訳者及び要約筆記者、手話関係等講師を派遣するものとする。派遣の申し込みは、派遣日の10日前までに申し込むものとする。

3. 派遣料等

派遣に係る料金は、協会が定めた派遣料を支払うものとする。派遣料は、派遣依頼者に請求書を発行し、翌月末までに口座振り込みにより納金するものとする。

4. 派遣先

① 手話講師専門学校等（一覧表参照）

②その他

企業・団体からの講演会、研修会等

5. 課題・目標

専門学校等では、新型コロナウイルス感染防止を行い対面による講座が多くなりました。

	機関名	学科	使用教材
1	宮崎ブライダル&医療スポーツ専門学校	1年生：毎週木曜	手話奉仕員テキスト
		2年生：毎週金曜	
2	宮崎県警察学校	長期・短期合同	聴さんと学ぼう
3	宮崎医療管理専門学校	介護福祉科1年	おぼえようみんなの手話
		医療情報管理科	
4	阿波岐原通所センター	第2・4火曜日	
5	宮崎情報ビジネス医療専門学校	1年生通年	おぼえようみんなの手話
		2年生前期	医療の手話①
6	宮崎学園短期大学 専攻科 福祉専攻	後期より	
7	宮崎歯科技術専門学校	金曜日	おぼえようみんなの手話
8	宮崎看護専門学校	火曜日	おぼえようみんなの手話

2023（令和5）年度 宮崎県聴覚障がい者生活サポート事業計画（案）

I 事業実施目的

県協会にいただいた寄付を基に創立から70年以上の実績を礎に県内聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現のための先駆的、効果的な事業を実施します。

II 実施事業

1. 地域聴覚障がい者団体サポート事業

地域聴覚障害者協会活動は歴史的に当協会の基本をなしており、その充実は地域の聴覚障害者にとって重要な役割を果たしてきました。地域協会の活性化を図るための企画を実施します。

- (1) 集合形式
 - (2) オンライン形式
- 参加費 無料

2. 聴覚障がい者地域生活サポート事業

市町村と連携し地域に暮らす聴覚障がい者の様々な生活課題解決を支援するとともに、県協会に対する関心向上を図ります。

- (1) ソーシャルネットワークを活用した情報支援
- (2) 手話体験会と合同開催
- (3) 訪問相談事業と連携して実施
- (4) 県内中途失聴者、難聴者の手話習得等を通じて生活場面の支援を行います。

3. 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

- (1) 対象者
 - ① 県内高齢ろう者
 - ② 生活課題を抱えたろう者
- (2) 訪問時期
地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。

4. 手話言語普及事業

オンライン研修、学習に必要な指導者及びスタッフ研修を行うとともに機材等の配備を行い本県の手話言語を学ぶ環境整備を行い、聴覚障がい者の暮らしやすさにつなげます。

- (1) 国スポ・障スポの手話、要約筆記ボランティア養成につなげるためのオンライン体験講座の実施
- (2) Youtube 等を活用した学習保障
本県における手話言語普及に寄与するために Youtube 等を活用した手話学習方法の研究を行います。

5. 遠隔手話サービス普及事業

遠隔手話サービス普及に必要な機材等の配備を行うとともに県内各地において聴覚障がい者の遠隔手話サービス普及を図ります。

- (1) 機材の整備
- (2) 遠隔手話サービスの実践（医療場面、行政機関等）
- (3) 県民への情報提供

6. 手話フェスティバル開催事業

(1) 目的

本県聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現をめざし聞こえない人と聞こえる人との交流の場を設けるために手話フェスティバルを開催し、9月に本県開催となる第71回全九州ろうあ者大会・第50回手話通訳者研修会の成功に向けたプレ大会と位置付けます。

(2) 主催

社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会・県立聴覚障害者センター

(3) 協力

地域聴覚障害者協会
全国手話通訳問題研究会宮崎県支部
宮崎県手話サークル連絡協議会
全国要約筆記問題研究会宮崎県支部

(4) 期日 令和5年7月23日(日)

(5) 実施方法

- ① 県立聴覚障害者センター集合型
- ② 地域会場オンライン

(6) 会場

県立聴覚障害者センター
県内各会場

(7) 参加対象者

県内聴覚障がい者、手話及び要約筆記関係団体、手話に関心を持つ市町村住民、大学生、専門学校、高校生

7. 宮崎県聴覚障がい者実態調査

本県聴覚障がい者の実態調査のための研究を行い、県協会事業充実発展につなげます。

(1) 助成金等の活用

様々な助成金を活用し実施します。

(2) 本県聴覚障がい者を取り巻く状況の把握

本県聴覚障がい者を取り巻く状況を把握することはろう運動、手話通訳制度の充実発展に不可欠であり、このことが聴覚障がい者の暮らしやすい社会づくり実現につなげます。

8. 県協会活動充実発展につなげる取り組み

本県聴覚障がい者が映像文化に触れる機会を設けるとともに県協会の活動力向上を図ります。

(1) 全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」上映会実施協力

映画「咲む」上映会は2023年度以降、行政、学校等を中心に行われることになっています。連盟と連携し、上映会ができなかった地域も含めて県内各地域で実施に向けて働き掛けます。

(2) 映画「おわりなき聲(こえ)」上映会実施

県協会が公益財団法人宮崎県芸術文化協会の補助を受け制作した映画「おわりなき聲」を広く県民が鑑賞できるための上映会を計画します。

2023（令和5）年度 図書販売等事業計画（案）

1) 目的

全日本ろうあ連盟及び全国手話研修センターが発行している図書等を、聴覚障がい者、手話通訳者、手話学習者に手話や聴覚障がい者をより理解していただくために、手話イラストやDVD等で構成された図書の販売促進及び情報提供を行います。

2) 課題と目標

3月7日時点での書籍売上金額は338,325円となっています。

昨年3月31日時点での売上金額は258,067円でした。

新型コロナ禍でしたが、昨年までのように施設閉鎖になることがなく、利用者が増えたことで書籍販売収益は約8万円の増加となる見込みです。

ただ、それでも収入目標の200万円には大きく届いていません。

現在、映画やテレビ番組の影響で、手話に対する県民への関心が大きく高まり、手話学習会への参加や問い合わせも増えてきているところです。これらの動きを逃さず収益につなげられるよう、積極的な案内に努めます。

また、新しい収益手段として、手話の動画配信サービス、オンライン手話講座について検討しているところです。2022年度は手話通訳者等養成事業の一環として、オンライン手話体験講座の実績を積み重ねてきました。2023年度は、その実現に向けて、専門の方にアドバイスをいただきながら取り組んでいきます。

2023年度 図書販売等事業計画 収入目標 200万円

- 手話奉仕員養成講座、通訳者養成講座入会の積極的な案内を行う
- 連盟書籍、教材の積極的な案内を行う
- オンラインによる新たな収益事業を開始できるよう取り組む